

公 告

次のとおり、一般競争入札に付する。

令和 8 年 2 月 20 日

愛媛県知事 中村 時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県遠隔受付案内システム設置及び運用保守業務委託

(2) 業務名及び数量

愛媛県遠隔受付案内システム設置及び運用保守業務 一式

(3) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書による

(4) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 業務実施場所

愛媛県庁 (松山市一番町 4-4-2)

愛媛県東予地方局 (西条市喜多川 796-1)

愛媛県今治支局 (今治市旭町 1-4-9)

愛媛県中予地方局 (松山市北持田町 132)

愛媛県南予地方局 (宇和島市天神町 7-1)

愛媛県八幡浜支局 (八幡浜市北浜 1-3-37)

(6) 入札方法

(2) についての総価で行う。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

愛媛県知事の審査を受け、令和 5 ・ 6 ・ 7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該

- 当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格の停止の期間中にはない者であること。
- (3) 愛媛県内に事業所（本社又は支社等）を有する者であること。
- (4) 受付案内を業務内容とする業務委託契約の実績及びシステム関連の業務委託契約を有し、過去5年の間に国又は地方公共団体と当該業務と同程度の業務実績を複数回以上有すること。また受託要件確認書の提出により、適切かつ確実に委託業務を遂行できる体制を証明した者であること。
- (5) 上記（1）から（4）の資格を有し、愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課長から入札参加資格の確認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県 企画振興部 政策企画局
広報広聴課 情報公開・広聴グループ
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第一別館6階 広報広聴課別室
TEL 番号：089-912-2243 ／ FAX 番号：089-912-2248
E-mail: kohokocho@pref.ehime.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 交付場所

愛媛県ホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/>）でのダウンロード又は（1）に掲げる場所での手渡し
※なお、手渡しでの交付の場合は、下記交付期限までの執務時間
中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

イ 交付時期

令和8年3月5日（木）午後5時15分まで

- (3) 必要書類の提出期限

令和8年3月5日（木）午後5時15分まで

- (4) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時

令和8年3月19日（木）午前10時00分

イ 場所

愛媛県庁本館2階 みきやん特命副知事室

ウ 開札は、即時開札とする。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため入札説明書に示す必要書類を、令和8年3月5日（木）午後5時15分までに3（1）に掲げる場所へ提出し、審査の結果、適当と認められなければならない。
なお、愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
- (5) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を提供できると愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。